

# A 自然環境

## A-1 面積

**A-1-1 総面積**    **A-1-2 可住地面積**    **A-1-3 林野面積**    **A-1-4 人口集中地区面積**

**A-1-5 市街化区域面積**

**A-1-6 用途地域面積**：住居専用・住居地域面積（#住居専用地域面積，#住居地域面積）

商業・近隣商業地域面積（#商業地域面積，#近隣商業地域面積）

工業・準工業地域面積（#工業地域面積，#準工業地域面積），工業専用地域面積

資料元 国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」 農林水産省「農林業センサス」 総務省統計局「国勢調査報告」 茨城県土木部「県土木概要」 茨城県都市計画課資料

資料元について

- **全国都道府市区町村別面積調**……国土地理院発行の2万5千分の1地形図を基準として、その上で、満潮界を境とした陸地面積を測定し、1年間の市区町村の境界変更、埋立地、干拓地などの増減面積を加減して毎年10月1日現在の市区町村別及び都道府県別の面積を定めている。
- **農林業センサス**……農林業、農山村の現状と動向を明らかにすることを目的に、農家や林家など農林業を営むすべての世帯・法人を対象に5年ごとに行われる調査で、農業労働及び林業労働、経営の態様、農山村地域における土地の利用状況等についての調査である。本書に掲載した直近の調査結果は、平成22年2月1日現在のものである。
- **国勢調査**……国に常住するすべての者を対象として、5年ごとに行われる人口調査で年齢・性別・配偶関係・国籍・労働力状態・従業上の地位・産業・職業・世帯の種類・住宅・従業地・通学地などについての調査である。

### A-1-1 総面積

総面積には、湖沼の面積も含む。また、次の市町村の面積は、総務省統計局が推定により算出したものである。水戸市（旧内原町分）・茨城町

### A-1-2 可住地面積

可住地面積は、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたものとして計算した。主要湖沼とは、面積1平方キロメートル以上の人造湖以外の湖沼をいう。

### A-1-3 林野面積

林野面積とは、農林業センサスにいう「森林面積」と「森林以外の草生地（野草地）面積」の合計である。

これらの面積は、属地主義、すなわち土地の所在地に属する市町村別に計上されている。「森林面積」とは、森林法で規定されている森林で、林木の集団的に生育している土地及び集団的な育成に供せられる土地として森林計画で森林とした土地の現況面積をいう。保安林その他の制限林は含まれているが、民有林における更新困難地、国有林における除地、固定施設利用地は含まれていない。また、森林内の崩壊地、岩石地などは除外して計算されている。「森林以外の草生地（野草地）面積」とは、森林以外で野草が草生している土地の面積をいう。牧草地、未空地、自衛隊の演習用地なども草生していればここに含まれるが、河川敷、畦畔（田畑のあぜ道）、堰堤、道路敷、ゴルフ場などの施設用地は草生していてもここには含まれない。

### A-1-4 人口集中地区面積

人口集中地区の定義に該当する地域を国勢調査の結果に基づいて線引きし、その面積を、国土交通省国土地理院の5万分の1地形図上で測定したものである。

なお、人口集中地区とは、次の基準に該当する地域をいう。

- ①国勢調査の調査区を基礎単位地域としていること。
- ②市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接していること。
- ③それらの地域の人口が5,000人以上を有すること。

また、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1k㎡当たり4,000人に満たないものがあるが、

これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

### A-1-5 市街化区域面積

都市計画法では、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域を定め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることとしている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制する区域である。都市計画における線引き制度は、昭和43年の都市計画法の成立後、昭和45年から線引き決定が順次行われてきた。同法の規定による見直し作業は、おおむね5年毎に都道府県知事が、人口規模、産業分類別の人口規模、市街化の面積、土地利用、交

通量などを調査し、必要に応じて行うことになっている。

#### A-1-6 用途地域面積

市街地には、多種多様な建物が何ら法の規制がなく建築されると各用途間に悪影響を及ぼすことになる。そこで、市街地を住居地域、商業地域、工業地域等に分けて、異なった性格の建築物相互間に悪影響が及ぶのを防止する目的で考えられたのが用途地域の制度である。用途地域内の建築物制限の仕方には2種類あり、1つは当該地域に建築することができる用途を定める方法で、いま1つは当該地域に建築してはならないものを定める方法である。

都市計画法では、従来用途地域として8種類を定めていたが、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正により用途地域面積の種類が以下の12種類に変更になった。

- |                    |               |               |
|--------------------|---------------|---------------|
| (1) 第1種低層住居専用地域面積  | (5) 第1種住居地域面積 | (9) 商業地域面積    |
| (2) 第2種低層住居専用地域面積  | (6) 第2種住居地域面積 | (10) 準工業地域面積  |
| (3) 第1種中高層住居専用地域面積 | (7) 準住居地域面積   | (11) 工業地域面積   |
| (4) 第2種中高層住居専用地域面積 | (8) 近隣商業地域面積  | (12) 工業専用地域面積 |

#### ○住居専用地域面積

本書では、以下①～④の計を住居専用地域面積として掲載している。

- ①第1種低層住居専用地域面積…低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。
- ②第2種低層住居専用地域面積…主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。小規模な店舗の立地は認められる。
- ③第1種中高層住居専用地域面積…中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。
- ④第2種中高層住居専用地域面積…主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域をいう。一定の便利施設の立地は認められる。

#### ○住居地域面積

本書では、以下⑤～⑦の計を住居地域面積として掲載している。

- ⑤第1種住居地域面積…住居の環境を保護するため定められた地域をいう。大規模な店舗等の立地は制限される。
- ⑥第2種住居地域面積…主として住居の環境を保護するため定められた地域をいう。大規模な店舗等の立地は認められる。
- ⑦準住居地域面積…道路の沿道としての地域特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するために定められた地域をいう。

#### ○近隣商業地域面積

近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域をいう。この地域で禁止される建築物としては、劇場・映画館・キャバレー等の風俗営業及び個室付浴場等の娯楽・歓楽施設の他、次の商業地域で禁止されている工場等が掲げられる。

#### ○商業地域面積

主として商業、その他の業務の利便を増進するため定められた地域である。この地域で禁止されている建築物としては、悪臭等のおそれのある業種の工場、原動機を使用する工場で作業場の床面積が150㎡以上のもの（日刊新聞印刷所及び作業場床面積300㎡以下の自動車修理工場は除く）等のほか、次の準工業地域で禁止されている工場等が掲げられる。

#### ○準工業地域面積

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定められた地域をいう。この地域は、住宅、商店、工場等が混在しているため、建築基準法では環境の悪化をもたらすおそれのある業種の工場の建築のみが禁止されている。

#### ○工業地域面積

主として工業の利便を増進するため定められた地域をいう。公害を避けるべき施設（学校、病院）、多くの者が集まる歓楽娯楽施設（キャバレー、映画館など）等が禁止され、工業生産活動に専念させようとする地域である。

#### ○工業専用地域面積

工業の利便を増進するため定められた地域である。この地域では、工業地域で禁止されているもののほか、住宅、共同住宅、図書館、マージャン店、ボーリング場等も禁止され、専ら工業生産活動のための施設を集中させようとする地域である。

以上各地域とも、建築基準法により建築できる建築物に制限があるが、公益上やむを得ないものなどは例外的に許可されることになっている。

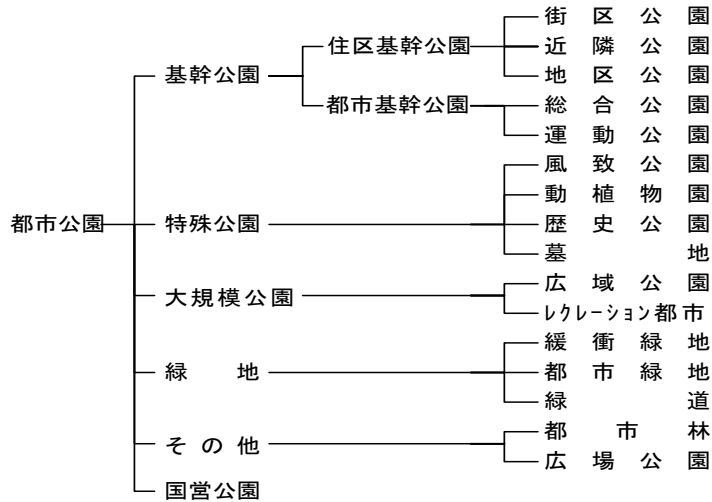
## A-2 公園

### A-2-1 都市公園面積 A-2-2 都市公園数

資料元 茨城県公園街路課「いばらきの都市公園」

#### A-2-1 都市公園面積, A-2-2 都市公園数

都市計画区域内において、国・県・市町村が設置し供用しているものである。ただし、年度末現在工事が完了し開設予定のものも含む。また、面積は各年度末の供用面積である。ただし、毎年度末現在に工事が完了し、開設予定のもの面積も含まれる。本書では、都市計画決定区域外に各市町村独自に設置している公園も含めた公園街路課のデータを使用しており、箇所数及び面積は以下の各公園と緑地の計数の合計である。



ただし、箇所数に関しては、ある公園が複数の市町村にまたがっている場合においては、当該市町村のうち最も占有面積の大きい市町村に計上している。